

社会保険料の滞納問題で新潟東年金事務所と交渉！

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区西樋3丁目10-14
電話 (243) 0141
13年3月25日

「最初から差押えありきでなく事業所の
実情に合わせてすすめる」と回答

元請の売掛入金が遅延などで社会保険料の納付が遅れていたAさん。遅れる都度、年金事務所に出向き、話し合いをしながら納付してきました。しかし三月一三日に突然、新潟東年金事務所から「差押予告通知書」が送付されてきました。

突然のことに驚き、担当者に電話をかけても「上が決めたことなので覆せない。あなた



の商売が潰れたとしても年金事務所は関係無い」と言う始末。困ったAさんは民商に相談して、民商ではすぐに年金事務所との交渉を計画しました。

交渉には野上副会長と藤崎副会長も同席。冒頭に要望書に基づき納税緩和措置の適用も含めて検討して欲しい旨を伝えました。

年金事務所は「最初から差押えありきではなく事業所との話し合いで納付計画を立てながらすすめています」と説明。今回の件をAさん夫婦が涙ながらに説明をすると「年金事務所も会社を潰すのが目的ではありません。納付計画をきちんと立ててもらって社会保険を継続してもらおうのが本来の目的です。もう一度お互い腹を割って話し合いをしていきましょう」と回答。すぐに差押えをせずに継続的に相談に乗ってもらうことになりました。

Aさん夫婦は「社労士などにも相談したがダメだったのに、集団の力の凄さに驚きました。今後も商売を継続できる展望ができて本当に嬉しい」と語っています。

改悪通則法下での税務調査がいよいよ始まる！

1月から改悪国税通則法が施行されました。今回の通則法の改悪は、納税者の権利を向上させるという本来の目的を全く無視し、税務署の権限をさらに強化したものとなっています。

この改悪通則法の下、法人会員の税務調査が1件始まりました。今後も税務署は体制を調査中心にしていくため、税務調査が増加することが懸念されます。しかし、どれだけ税務署の権限が強化されても任意調査であることは変わりありません。

民商では税務調査の10項目チェックシート（左図）を全会員に手渡ししながら、納税者の権利を学び合う学習会を開催していく予定です。みんなで学習会に参加して、仲間と一緒に横暴な税務調査をさせない取り組みを広げましょう！

チェックシートの活用を！

税務署が調査に来た！チョッと待て！
10項目を通知しないと違法です

事前通知書

項目	内容	備考
1	調査の目的	
2	調査の範囲	
3	調査の時期	
4	調査の方法	
5	調査の結果	
6	調査の費用	
7	調査の記録	
8	調査の報告	
9	調査の保存	
10	調査の廃棄	

事前通知書は、調査の目的、範囲、時期、方法、結果、費用、記録、報告、保存、廃棄の10項目を通知し、調査を受ける必要があります。

建設業許可・年度変更届け作成会のご案内

すでに別途ご連絡済みですが、民商では左記の日程で届出書の作成会を行います。

記

○日時、三月二十八日（木）

午前部 十時～十一時半

午後部 一時～三時

（混み合いますので案内の時間帯にご参加ください）

○会場、新潟民商会館四階

当日に、四月から七月に五年に一回の更新の方の手続きも合わせて行います。新規に許可を取りたい方は事務局にご連絡ください

市健康すまいリフォーム助成・3月25日から先着順で予算：3億円

4月上旬に民商で説明会予定

実施前に民商の意見を聞きたい

13日市住環境政策課と懇談

市橋・丸山副会長・野沢事務局長が懇談に参加、市からは24年の実施結果と業者・申請者に対するアンケートに基づき大きな効果があったことの詳細な説明がありました。

新年度の制度については、民商の要望を取り入れ、抽選でなく先着順に変更されました。また代行した業者も交付決定が出されたかどうか確認できるよう、交付決定の番号をホームページで公開することにしました。

隙を突き合わせた懇談が色んなアイデアが出ると、4月に民商に市担当者が来て説明会を開くことにしました。

市のアンケート結果から

【事業を利用した施工業者の状況】

◎地元密着型の業者の割合…77%

【営業面での効果】

◎業者が独自に宣伝した…64%

◎営業しやすくなった…62%

◎受注件数が増えた…45%

補助対象工事 ※補助金の交付決定を受ける前に着手した工事は対象となりませんのでご注意ください。

○基本工事：既存住宅又はその敷地のバリアを改善または解消し、快適な住環境とするためのバリアフリーリフォーム工事(必須)

○プラス工事：基本工事と併せて行う居住環境・住宅機能の維持・向上のための住宅部分のリフォーム工事

- ・上記補助対象工事において補助金交付の対象となる経費(補助対象経費)の合計が20万円以上の工事に限ります。
 - ・補助対象経費とは基本工事、又は基本工事及びプラス工事に係る経費を指し、補助対象外工事、市の他の助成事業の対象工事及び消費税は含まれません。補助対象工事例及び補助対象外工事例については裏面をご覧ください。
 - ・市内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人、又は市内に住所のある個人事業主に補助対象工事を発注することが条件となります。
- ※工事見積書の内訳証明書及び領収書で市内の住所が確認できるものに限り。

補助金の額

一般世帯 … 子育て世帯、親子近居世帯、三世代同居世帯以外の世帯。	補助対象経費の1/10(上限20万円)	【中古住宅活用(加算)の場合】 補助対象経費の2/10(上限30万円)
子育て世帯 … 中学生以下の子どもがいる世帯、又は妊娠している方がいる世帯。	補助対象経費の2/10(上限30万円)	【中古住宅活用(加算)の場合】 補助対象経費の2/10(上限40万円)
親子近居世帯 … 親世帯で、子育て世帯と同一の小学校区内又は隣接小学校区で1km以内に近居している世帯、又は実績報告書の提出までに近居する予定の世帯。	補助対象経費の2/10(上限30万円)	【中古住宅活用(加算)の場合】 補助対象経費の2/10(上限40万円)
三世代同居世帯 … 子育て世帯とその親世帯が同居している世帯、又は実績報告書の提出までに同居する予定の世帯。	補助対象経費の2/10(上限40万円)	【中古住宅活用(加算)の場合】 補助対象経費の2/10(上限50万円)

中古住宅活用(加算) 平成24年4月1日以降に購入した自己居住用の中古住宅(築1年以上で、住宅として利用されていたもの)において補助対象工事を行う場合に該当

補助対象者

○自ら居住または実績報告書の提出までに居住を予定している住宅において、上記補助対象工事を発注し行う個人

- ・新潟市に住民登録を行っている、又は実績報告書の提出までに行う予定であること。
- ・補助金交付決定を受けた後に補助対象工事に着手するものであり、平成26年3月14日までに実績報告書を提出できること。
- ・市税を完納していること。など

中古住宅の流通促進目的で中古住宅活用10万円の加算